

令和4年度大分県職員（児童自立支援専門員）採用選考要領

令和4年5月25日
大分県人事委員会

1 選考対象職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
児童自立支援専門員	3名	主として、知事部局の福祉保健部二豊学園（児童自立支援施設）において、児童の自立支援に係る業務に従事します。

※男子寮担当職員等として、入所児童と起居を共にしながら自立支援業務に従事します。
※宿直・休日勤務等の変則勤務があります。

2 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- 昭和58年4月2日以降に生まれた者
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分県条例第61号）第107条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者
ただし、「社会福祉士の資格を有する者」については、令和5年5月31日までに社会福祉士の資格を取得見込みの者を含む。
- 地方公務員法第16条に該当しない者
- 令和5年4月1日以降の採用に応じられる者

※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

※ 上記（2）の児童自立支援専門員の資格を令和5年3月31日（社会福祉士については令和5年5月31日）までに取得できなかった場合には、この選考に合格しても採用される資格を失います。

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

3 選考方法、日時等

区 分	種 目	選 考 の 内 容	日 時	場 所
第1次選考 (全員受験)	教養試験 (80点)	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験 (内容は大学卒業程度)	令和4年9月18日(日) 入室開始 午前9時 着席完了 午前9時25分	大分県市町村会館 (大分市大手町2-3-12) ※詳細は別途連絡
	専門試験 (80点)	専門的知識、技術等の能力についての記述式による筆記試験 ※出題分野： 社会福祉学概論、心理学概論、教育学概論及び社会学概論	試験時間 教養試験 午前9時30分から11時30分まで 専門試験 午後0時40分から2時10分まで	
	論文試験 (80点)	児童自立支援事業に関することについての論文による筆記試験	論文試験 午後2時30分から4時まで	
第2次選考 (第1次選考の合格者のみ受験)	面接 (480点)	(1)公務員としての適格性 (2)専門的知識 (3)人物 } についての個別面接	令和4年10月20日(木) ※時間は別途連絡	大分県市町村会館 (大分市大手町2-3-12) ※詳細は別途連絡

- (注) 1 受験者は、上表に記載する第1次選考の実施日・場所に集合の上、午前9時20分までに会場入口で受付を済ませてください。出入口付近に係員がいますので、指示に従ってください。自動車の乗り入れはできません。
2 教養試験及び専門試験は、試験開始後30分を経過したら入室できません。論文試験は、原則として遅刻を認めません。
3 第1次選考の合格通知（連絡）は、10月7日（金）に行う予定であり、当該合格者についてのみ第2次選考を行うこととします。

4 選考結果の開示

- (1) 口頭による開示請求

選考結果については、大分県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等（原則として顔写真付きのもの））を必ず持参のうえ、おいでください。


なお、各選考項目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は「不合格」となります。したがって、総合得点及び順位が上位であっても「不合格」となる場合があります。

区 分	開示請求できる者	開 示 内 容	開 示 方 法	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次選考	第1次選考不合格者	試験科目別得点、総合得点及び順位	閲 覧	合格発表の日から起算して1か月間 (日曜、土曜、祝日を除く 8:30~17:15)	大分県人事委員会事務局（大分県市町村会館6階）
第2次選考	第2次選考受験者				

(2) 郵送による情報提供

郵送でも試験結果の情報を提供します。希望者は、住所、氏名、受験番号を記載した返信用長形3号封筒(235mm×120mm)を用意し、404円(簡易書留相当分)切手を貼り、第1次選考当日に持参してください。持参した封筒は試験時間内に回収します。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。

5 受験申込手続き

(1) 受付期間	○令和4年5月27日(金)～8月17日(水)午後5時15分 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。
(2) インターネットによる申込み 	○申込みはインターネットでのみ受け付けます。なお、インターネットによる申込みをする前に、(3)のインターネットの申込みの前に準備するデータを、申込みを行うパソコン又はスマートフォンに保存しておいてください。 ○大分県のホームページ「大分県電子申請ポータルサイト」を検索し、下記の手続名を選択し、利用者アカウントを作成の上申請をしてください。スマートフォン等をご利用の場合は、左のQRコードを読み取りの上アクセスすることもできます。 【大分県電子申請ポータルサイト】 『手続名』大分県職員(児童自立支援専門員)採用選考申込書 ○申込みを正常に受け付けた際には、登録したメールアドレスあて「申請受付のお知らせ」が返信されます。申請状況については、マイページからも確認ができます。申請後、「申請受付のお知らせ」が届かない場合は、人事委員会事務局まで必ず連絡をしてください。 ○システムの操作方法でご不明な点がありましたら、下記の「ヘルプデスク」にお問い合わせください。 ヘルプデスク 電話番号 097-506-2457 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (日曜、土曜、祝日を除く)
(3) インターネットの申込みの前に準備するデータ	①顔写真データ ・申込前6か月以内に写した上半身脱帽正面向きのもの ・写真の大きさは「縦4:横3」の比率が基本です。 推奨サイズは、「560Pixel×420Pixel」もしくは「600Pixel×450Pixel」です。 ・画像のファイル形式は「JPEG」、「JPG」又は「PNG」で、画像のファイル名は『顔写真(受験者氏名)』としてください。例:顔写真(大分太郎) ②大学等の卒業(見込)証明書の画像データ ・上記「2受験資格」の(2)に該当することが証明できる大学等の卒業(見込)証明書をスキャナーでA4サイズに縮小してスキャンしたPDFデータ。 ・PDFデータのファイル名は、『卒業(見込)証明書(受験者氏名)』としてください。 例:卒業(見込)証明書(大分太郎) ③実務経験証明書のデータ ・勤務先による「実務経験証明書」(様式はホームページからダウンロードしてください。)のPDFデータ。(証明内容について確認することがあるため、必ず証明者の連絡先を記入してもらってください。) ・PDFデータのファイル名は、『実務経験証明書(受験者氏名)』としてください。 例:実務経験証明書(大分太郎) ④免許・資格の写しのデータ ・「インターネットによる申込み」中の「免許・資格名(社会福祉士、教員等)」欄に入力した免許・資格をスキャナーでA4サイズに縮小してスキャンしたPDFデータ。 ・PDFデータのファイル名は、『免許・資格(受験者氏名)』としてください。 例:免許・資格(大分太郎) ※①～④のデータ容量の合計が20MB(1項目につき10MB)を超える場合はエラーとなりますので、データ容量を小さくして添付してください。20MB(1項目につき10MB)に収めることが難しい場合は、大分県人事委員会事務局(TEL:097-506-5222)までご連絡ください。
(4) 受験票の送付	○9月8日(木)までに、電子メールで受験票を送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。 ※9月9日(金)時点で受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

6 採用時期

原則として令和5年4月1日以降ですが、既卒者については、それより前に採用されることもあります。

7 給 与

初任給として月額215,100円(4年制大学新卒者の場合)のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が勤務条件に応じて支給されます。

なお、初任給月額は令和4年4月1日現在のもので、職歴等のある者は、条件に応じて加算されます。例えば、採用時の年齢が32歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験年数が10年の場合、月額300,000円程度です。

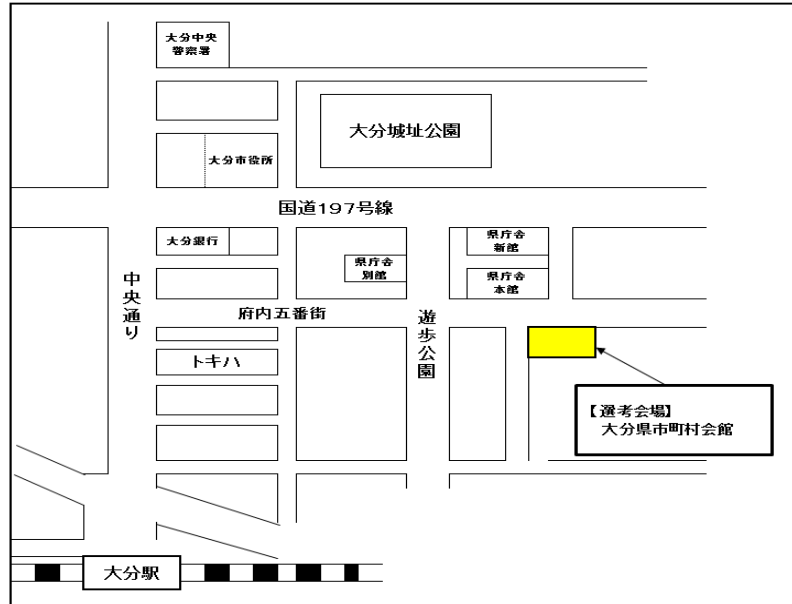
8 問合せ・連絡先

内 容	問 合 せ ・ 連 絡 先
選考に関すること	大分県人事委員会事務局 大分市大手町2丁目3番12号 (〒870-0022) 電話 097-506-5222
二豊学園（児童自立支援施設）や児童自立支援専門員の業務内容等に関すること	二豊学園 大分市大字端登 5 (〒879-7502) 電話 097-596-1144

9 その他

送付された受験票は、選考当日に必ず持ってきてください。
昼食は各自で準備してください。

選考会場図



【参考】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(児童自立支援専門員の資格)

第107条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- 八 学校教育法の規定により、教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格の免許状を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

第106条第1項第4号

- イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間
- ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

(様式)

実務経験（見込）証明書

令和4年 月 日

大分県人事委員会委員長 殿

施設・事業所等名

代表者氏名

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

被証明者氏名等	(生年月日： 昭和・平成 年 月 日生)	
被証明者住所	(〒 -)	
実務経験区分 ※該当するものの□欄に ✓を記入してください。	<input type="checkbox"/> 児童自立支援事業 <input type="checkbox"/> 児童福祉事業 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 第106条第1項第4号イ) <input type="checkbox"/> 社会福祉事業 (同第106条第1項第4号ロ) <input type="checkbox"/> 社会福祉施設職員 (同第106条第1項第4号ハ) <input type="checkbox"/> 教員	
施設又は事業所等名		
業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
業務内容		
証明者の連絡先	(電話番号)	(担当者名)

※人事委員会事務局から証明内容について確認することがあるため、証明者の連絡先は必ず記入してください。